

条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成 20 年度

条 例 名	神奈川県国民保護協議会条例		
条 例 番 号	平成 16 年神奈川県条例第 64 号	法 規 集	第 5 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	安全防災局危機管理対策課		
条 例 の 概 要	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 38 条第 8 項の規定に基づき、神奈川県国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な 条例か。 〕	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第 37 条第 1 項により都道府県に設置することとされている神奈川県国民保護協議会（以下「協議会」という。）について、国民保護法第 38 条第 8 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 〕	協議会は、県の区域に係る国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、国民保護措置に関する重要事項を審議することを目的に設置されたもので、知事の諮問を受け神奈川県国民保護計画を審議しており、本県の国民保護措置を的確かつ迅速に実施する上で有効な条例である。	開催状況 平成 17 年度 2 回 平成 18 年度 1 回 平成 19 年度 1 回
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。 〕	協議会は知事を会長とし、委員は、国民保護措置の実施に係る行政機関や電気・ガス・輸送などの公益的事業を営む指定公共機関等の職員、国民保護措置に関し識見のある学識経験者等計 29 人で構成されており、効率的な運営を行っている。	委員数 29 人
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 〕	「安全・安心」を主要施策に掲げる「神奈川県力構想」に適合するものである。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵 触しな いか。 〕	国民保護法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)